

旭川市の入札及び契約過程に係る苦情処理要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市（以下「市」という。）が発注した建設工事並びに測量及び工事に係る調査、設計業務（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約過程に係る苦情の適切な処理手続に關し必要な事項を定める。

(対象工事等)

第2条 この要領による苦情処理の対象となる建設工事等は、次のとおりとする。

- (1) 設計金額が130万円を超える建設工事
- (2) 設計金額が50万円を超える測量並びに工事に係る調査及び設計業務

(苦情の申立てができる者)

第3条 苦情の申立てができる者は、次のとおりとする。

- (1) 条件付き一般競争入札にあっては、旭川市競争入札参加資格のある者のうち当該入札の参加資格がない者及び一般競争入札参加資格確認申請をした者のうち、市長から入札参加資格がないと通知された者で、当該結果に対して不服のある者
- (2) 指名競争入札にあっては、当該入札と同一の工事種別に登録があり、当該指名競争入札に指名されなかった者で、当該結果に対して不服のある者
- (3) 隨意契約にあっては、当該契約と同一の工事種別に登録があり、当該契約の相手方として選定されなかった者で、当該結果に対して不服のある者
- (4) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者
- (5) 市が行った指名停止等の措置を受けた者で、当該措置に対して不服のある者

(苦情の申立ての方法)

第4条 苦情の申立ては、次の各号に掲げる期間内に、苦情申立て書（様式1）の提出により、市長に対して行うことができるものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる苦情のうち当該入札の参加資格がない者にあっては、公告日の翌日から起算して7日（旭川市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内。また、市長から入札参加資格がないと通知された者にあっては、通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内
- (2) 前条第2号に掲げる苦情にあっては、指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内
- (3) 前条第3号に掲げる苦情にあっては、随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内

- (4) 前条第4号に掲げる苦情にあっては、落札者の決定結果の公表を行った日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内
 - (5) 前条第5号に掲げる苦情にあっては、指名停止通知日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内
- 2 前項の苦情申立て書には、申立て者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）、申立ての対象となる建設工事等名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載するものとする。
- また、申立ては総務部契約課に対して行うものとする。

（苦情の申立てへの回答）

第5条 市長は、苦情の申立てがあったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、苦情申立て回答書（様式2）により回答するものとする。ただし、当該苦情申立てが多数で期限内に回答することが困難な場合は、回答期間を延長することができるものとする。この場合、当該申立て者に理由を付して書面により通知するものとする。

（苦情の申立ての却下）

第6条 市長は、第4条各号に定める申立て期間を経過したもの、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、当該申立てを却下することができるものとする。

この場合、当該申立て者に理由を付して苦情申立て却下通知書（様式3）により通知するものとする。

（苦情の申立てについての明示）

第7条 市長は、苦情の申立てができること及び苦情の申立ての手続について明示するものとする。

（苦情処理結果の公表）

第8条 市長は、苦情申立て者に回答又は却下の通知を行ったときは、苦情申立て書及び苦情申立て回答書又は苦情申立て却下通知書を、速やかに公表するものとする。ただし、旭川市情報公開条例第7条第2号に該当する場合を除く。

（再苦情の申立てができる者）

第9条 第5条の苦情申立て回答書を受理した苦情申立て者であって、苦情申立て回答書による説明に不服がある者は、市長に対して再苦情の申立てを行うことができるものとする。

（再苦情の申立ての方法）

第10条 再苦情の申立ては、第5条の苦情申立て回答書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、再苦情申立て書（様式4）の提出により市長に

対して行うことができるものとする。

2 再苦情申立て書の書面については、第4条第2項の規定を準用する。

(契約審査委員会に再苦情審議の依頼)

第11条 市長は、再苦情の申立てがあったときは、次条の規定に基づき却下する場合を除き、速やかに旭川市契約審査委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

(再苦情の申立ての却下)

第12条 第10条に定める申立て期間を経過したもの並びに苦情の申立てを行っていない者及び苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、当該申立てを却下することができるものとする。

この場合、当該申立て者に理由を付して再苦情申立て却下通知書（様式5）により通知するものとする。

2 市長は、再苦情の申立てを却下したときは、委員会に報告するものとする。

(再苦情の申立ての回答)

第13条 市長は、再苦情の申立てについて、委員会から審議結果の報告を受けたときは、再苦情申立て者に対して、委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に再苦情申立て回答書（様式6）により回答するものとする。

2 市長は、再苦情の申立てを認めなかつたときは、当該申立てに根拠が認められないと判断した理由を示してその旨を、申立てを認めたときは、申立てが認められた旨及びこれに伴い市が講じようとする措置の概要を再苦情申立て者に対し明らかにするものとする。

3 市長は、前項の規定による回答にあたつては、委員会の意見を尊重しなければならないものとする。

(再苦情の申立てについての明示)

第14条 市長は、第5条の苦情申立て回答書中に、再苦情申立てができる旨及び再苦情申立ての手続について記載するものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第15条 市長は、再苦情申立て者に回答又は却下の通知を行つたときには、再苦情申立て書及び再苦情申立て回答書又は再苦情申立て却下通知書を、速やかに公表するものとする。ただし、旭川市情報公開条例第7条第2号に該当する場合を除く。

(入札手続の続行)

第16条 苦情及び再苦情の申立ては、入札及び契約手続の執行を妨げない。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式 1

年 月 日

(提出先) 旭川市長

申立て者
住所
商号又は名称
代表者氏名

苦情申立て書

旭川市の入札及び契約過程に係る苦情処理要領第3条及び第4条の規定により、下記のとおり苦情の申立てをします。

記

1, 苦情申立ての対象となる件名

2, 苦情申立ての内容及びその理由

様式 2

旭 契 第 号
年 月 日

様

旭川市長

苦情申立て回答書

年 月 日付けで貴職より申立てのあった件について、旭川市の入札及び契約過程に係る苦情処理要領第5条の規定により、下記のとおり回答します。

なお、この回答に不服のある場合は、同要領第9条及び第10条の規定に基づき、この回答書を受理した日の翌日から7日以内（休日を含まない。）に、再苦情の申立てを行うことができます。

記

1, 苦情申立ての対象となる件名

2, 苦情申立てに対する回答及びその理由

様式3

旭 契 第 号
年 月 日

様

旭川市長

苦情申立て却下通知書

年 月 日付けで貴職より申立てのあった件については、旭川市の入札及び契約過程に係る苦情処理要領第6条の規定により、これを却下します。

記

1, 苦情申立ての対象となる件名

2, 苦情申立てを却下する理由

様式4

年　月　日

(提出先) 旭川市長

申立て者
住所
商号又は名称
代表者氏名

再苦情申立て書

旭川市の入札及び契約過程に係る苦情処理要領第5条の規定により、年月日付け
旭契第号で貴職より回答のあった件について、その内容に不服があるため、同要領第
9条及び第10条の規定により、下記のとおり再苦情の申立てをします。

記

1, 再苦情申立ての対象となる件名

2, 再苦情申立ての内容及びその理由

様式 5

旭 契 第 号
年 月 日

様

旭川市長

再苦情申立て却下通知書

年 月 日付けで貴職より申立てのあった件については、旭川市の入札及び契約過程に係る苦情処理要領第12条の規定により、これを却下します。

記

1、再苦情申立ての対象となる件名

2、再苦情申立てを却下する理由

様式 6

旭 契 第 号
年 月 日

様

旭川市長

再 苦 情 申 立 て 回 答 書

年 月 日付けで貴職より申立てのあった件について、旭川市の入札及び契約過程に係る苦情処理要領第13条の規定により、下記のとおり回答します。

記

1, 苦情申立ての対象となる件名

2, 苦情申立てに対する回答及びその理由、これに伴って講じようする措置の概要